

環境配慮契約の推進について

1. 環境配慮契約法の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）が本年5月に公布され、11月20日頃に施行される予定である。

(1) 基本方針の策定とそれに基づく契約の実施

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するように努める。

(2) ESCO事業に係る国庫債務負担行為の年限の延長

省エネルギー改修事業（ESCO事業）の実施に当たっては、国庫債務負担行為の年限を従来の5年間から10年間へ延長する。

(3) 契約実績の公表と環境大臣の要請

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度終了後、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に対して通知する。環境大臣は、特に必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(4) 公正な競争の確保等

国等は、環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、公正な競争の確保に留意するとともに、温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策等との調和を確保する。

(5) 電力の購入契約

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約は、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たす者の価格によって落札者を決定する「据切り方式」を採用する。

2. 基本方針の検討状況

環境配慮契約法については、11月20日頃の法施行に向け、準備を進めている。基本方針については、8月に有識者による検討会（座長：山本良一 東京大学生産技術研究所教授）を設置し、電力、自動車、ESCO、建築の4分野についてワーキンググループを設置した。

これまでに、ワーキンググループごとに3回ずつ会合を開催し、ワーキンググループとしての意見をとりまとめ、10月15日の第2回基本方針検討会で報告がなされた。

10月24日よりパブリックコメントを行っており、今後所要の手続を進め、法施行後速やかに基本方針を閣議決定する予定。

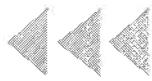
3. 今後のスケジュール（予定）

10月24日～11月13日 パブリックコメント

11月20日前後 第3回基本方針検討会 検討会報告決定

12月頃 基本方針閣議決定

20年度契約分から本格的に反映



環境配慮契約法の構造



(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

目的

(第1条)

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

国及び独立行政法人等

責務 (第3条)

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等 (需要面)
- 環境配慮契約の推進 (供給面)

「基本方針」の策定 (第5条)
環境配慮契約の推進に関する基本的

- ・各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・各大臣等は、環境配慮契約の

環境大臣が各大臣等に必要な要請

基本方針

電力購入における二酸化炭素排出量の考慮

自動車など耐久財の購入におけるランニングコストの考慮

ESCO事業による設備等の改修
(注)中長期的な観点からの契約が締結できる旨を法律に規定

庁舎や設備設計等に関するプロポーザル・企画競

など

◆各省庁がばらばらに対策に取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組む

地方公共団体等

責務 (第4条)

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等

環境配慮契約の推進方針の作成等 (第11条)

情報の整理等

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析して、提供

公正な競争の確保 (第12条)、エネルギーなど

今後の検討課題

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題

環境配慮契約法 基本方針(案)の概要

○電力

入札に参加しようとする事業者について、電気のCO₂排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況を評価し、入札参加資格を付与することとする。

○自動車

環境性能(燃費)を考慮した評価点と入札価格を基に総合的に評価を行うこととする。

○ESCO

新たに設備更新のある場合のESCO事業の考え方を整理し、効果的な活用を図れるようにする。

○建築

環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階について、設計者の能力を評価して契約を行うこととする。